

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01375

研究課題名（和文）社会のIT化による民事手続規範の変容

研究課題名（英文）Challenges to the Civil Procedural Law caused by Development of Information Technology

研究代表者

高田 昌宏（TAKADA, Masahiro）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：50171450

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、社会のIT化が民事訴訟制度に及ぼす影響について、2つの方向から考察を加えた。第1は、民事訴訟手続のIT化自体を考察対象とするものである。とくに民事訴訟手続のIT化によって導入されるウェブ会議審理方式を、ドイツ法との比較によって考察した。その結果、民事訴訟上の手続原則の実質的基礎が害される危険があることと、同審理方式の運用の際の裁判所の判断余地（裁量）を規律する必要があることを明らかにした。第2は、社会のIT化が民事訴訟やその主体に直接及ぼす影響を考察対象とするもので、とくに裁判官が自らインターネットによって訴訟に関する調査を行うことの問題性と課題を、ドイツ法を手がかりに確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究対象である民事訴訟のIT化については、2022年に民事訴訟のIT化のために民事訴訟法が一部改正され、近い将来、改正法が全面的に施行される。本研究における民事訴訟のIT化、とくにウェブ会議審理方式に関する研究結果は、今後、ウェブ会議審理方式をはじめとするIT化された民事訴訟制度の運用上および理論上の課題を提示するものであり、IT化された民事訴訟が今後さらに改善されるために資するものと考えられる。また、裁判官のインターネットによる調査活動の可否やその規律など、上記改正によっては解決されていない新たな民事訴訟上の問題も明らかにした点で、これからの課題の解決の出発点になるものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research is aimed at revealing the impacts of information technology in society on the civil litigation system and its challenges. The examination was done from two perspectives. The first is to consider the problems caused by using information technology in civil lawsuits itself. In particular, I considered the impacts of the web conference hearing method introduced by the computerization of civil procedure. As there are already productive discussions in German law, it is useful to study it by comparing with Japanese law. As a result, it was become evident that there is a danger that the substantive basis of the procedural principles in civil litigation will be harmed, and that it is necessary to regulate the margin for judgment (discretion) of the court when operating the web conference hearing method. The second is to study the direct impact of the use of information technology in society on civil lawsuits and their subjects. German law was used as a clue to show the problems.

研究分野：民事法学

キーワード：民事訴訟のIT化 手続原則 直接主義 ドイツ民事訴訟法 ウェブ会議審理方式 インターネット 公開主義

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

現行民事訴訟法は、その制定から四半世紀を経過し、その間も部分的に重要な改正を経験してきたが、この間の社会の情報技術の進展、いわゆる IT 化の進展は著しく、それに対する現行民事訴訟法の対応は、限定された範囲にとどまってきた。そのため、2017 年に政府により裁判手続の IT 化がわが国の成長戦略の一要素として挙げられたことを契機として、民事訴訟を含む裁判手続の IT 化に向けた議論が本格化し、2020 年 6 月からは法制審議会の民事訴訟法 (IT 化等) 部会において民事訴訟全体の IT 化に向けた民事訴訟法改正の審議が開始されることとなった。裁判手続の IT 化は、裁判手続を利用する市民にとって、裁判手続へのアクセスを簡易化し、裁判手続に要する時間の短縮や費用その他の負担の軽減をもたらすことが容易に期待できることから、諸外国よりも遅れている裁判手続の IT 化を進めることが喫緊の課題であることは疑いないが、その一方で、IT を利用した審理方式への変更が、適正公平の要求を充足すべき民事訴訟審理にどのような影響を及ぼすかも慎重に見極めつつ、IT 化のあり方を検討する必要がある。また、システムの IT 化に伴うところの裁判手続のセキュリティへの配慮も不可欠となる。そのため、民事裁判の IT 化を実現するための計画が具体化するにともない、IT 化の内容を点検しつつ、IT 化がどのような内容のものとして実現されるべきかを立法のみならず立法後の運用も視野に入れて検討する必要がある。ますます高まっている。

また、社会全般の IT 化が進展するなか、裁判手続で扱われる事件の審判対象が、IT に関わる法律関係となり、また、手続で利用される証拠なども電子証拠に替わるなど、手続自体の IT 化では捉えきれない変化が生じることも避けられない。加えて、訴訟の当事者のみならず、その訴訟代理人 (弁護士) さらには裁判官をも取り巻く IT 環境の変化が、手続を動かす主体である裁判官らに対して及ぼす影響や作用も考察する必要がある。

そこで、本研究においては、民事裁判の IT 化の計画が具体化され、具体化された計画自体が実現されていく過程において、民事裁判自体の IT 化と、社会の IT 化が民事訴訟手続に及ぼす影響という 2 つの視点から、IT 化に伴う民事訴訟の様々な課題に取り組むことにした。

2. 研究の目的

本研究は、社会の IT 化の進展が民事裁判手続 (とくに民事訴訟) に及ぼす影響を 2 つの視点から研究することを目的とする。1 つは、裁判手続それ自体の IT 化に着目し、それについて、民事裁判制度の基礎にある法原則および規範を基礎に考察を加えるとともに、それらの法原則のもとでの IT 化のあるべき姿を明らかにすること、場合によっては IT 化によって変容を受ける手続の新たな法原則や規範のあり方を提示することを目的とする。そして、もう 1 つは、IT 化が民事裁判手続 (とくに民事訴訟) の IT 化以外に及ぼす影響 とくに、民事訴訟の対象と民事訴訟の主体の行動への影響 を、同じく民事裁判や民事訴訟の基礎にある法原則に基づいて考察を加えることにより、それらの影響から生じうる新たな課題を抽出するとともに、それとの取組みの方向性を示すことを研究の目的とする。

3. 研究の方法

(1) 社会の IT 化が民事裁判手続に及ぼす影響として想定されるものを 2 つに分けて、それぞれを対象としつつ考察を行う。第 1 の対象としては、民事裁判手続自体の IT 化を設定する。考察方法としては、民事裁判手続の IT 化に向けて進行中の法改正の動きと基本的内容を把握したうえで、これまでの民事裁判手続 (とくに民事訴訟) がどのように変革されるかを確認しつつ、それがこれまでの民事訴訟法の規律および運用にどのような変化をもたらすか、そして、それが手続や手続規定の形式面だけでなく実質的な基礎をなす手続原則にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることを試みる。また、最終的に法改正がなされた場合に、確定した改正内容についても、上記の点を明らかにすることを試みる。

とくに、口頭弁論や証拠調べの手続にウェブ会議を導入する改正提案は、それらの手続で受容するとされる口頭主義、直接主義、公開主義などの手続原則によって担保される手続および手続結果の適正さに悪影響を及ぼす可能性があることから、それらの手続原則との整合性が問題となる一方で、当事者および裁判所にとっての利便性を高め、訴訟の迅速・経済に資する可能性も有している。そこで、どこまでの、そしてどのような IT 化が可能かつ妥当であるかを、改正案はもとより最終的に改正法とされた規律も含め考察する。考察の方法としては、日本法の枠内にとどまらず、IT 化が進んでいる諸外国、とりわけ日本法に大きな影響を与えてきたドイツ法における民事裁判の IT 化に関する規定、法理論および実務の状況と比較しながら検討を行うことにする。

(2) 第 2 の対象は、IT 化が民事裁判の審判対象および手続主体 (当事者、弁護士、裁判官など) に対し及ぼす影響・作用である。これについては、どのような影響・作用がありうるかを明らかにするとともに、その作用とこれまでの民事裁判 (とくに民事訴訟) の手続原則や手続理念との関係についても解明を試みる。とくに、インターネットの利用拡大、さらには AI の利用の結果として、手続主体 (とりわけ裁判官) がそれらの手段の利用によって訴訟事件に関する情報やよ

り広い知見を収集する可能性が拡大し、そのような情報取得が裁判の審理および結果に及ぼす影響が問題となる。そうした問題の検討は、従来、わが国で十分に行われてこなかったことから、その種の研究が先行している諸外国の法状況と比較しつつ考察を行う。

4. 研究成果

(1) 民事訴訟手続の IT 化については、2017 年以降、それに向けた立法作業が本格化し、いくつかの検討会での検討を経て、2020 年から法制審議会の民事訴訟法（IT 化等）部会においてそのための改正作業が進められ、2022 年に改正が成立した。結果的に本研究の研究期間とほぼ重なる形で改正作業が進捗し完了したことで、改正作業と同時並行的に研究を進めることとなった。

民事訴訟手続の IT 化は、その最初の目標として設定された「3 つの e」の実現に向けて進められたが、このうち、とくに「e 法廷」の実現、すなわち口頭弁論・争点証拠整理手続・人証調べ等におけるウェブ会議審理の活用に注目し、それに関する上記部会における中間試案、要綱案の公表といった改正案の具体化と並行して、民事訴訟手続の IT 化のあり方について考察を行った。

ウェブ会議審理については、伝統的な対面の口頭審理による手続方式からオンライン審理への転換をもたらすことから、伝統的な審理の基礎にある手続原則（口頭主義、直接主義、公開主義など）に大きな影響を及ぼしうることは、わが国でも以前から認識されており、そうした観点から、ウェブ会議審理の方法やその実施範囲を含め、そのあり方が検討されてきたが、その結果最終的に成立した規律をも前提に、その妥当性を検証すると同時に、ウェブ会議審理のあり方を検討すべく、比較法としてドイツ法上のウェブ会議審理方式を、ドイツの主要な注釈書、雑誌論文、およびモノグラフィーを通じて分析した。

ドイツ法では、ドイツ民事訴訟法 128a 条にビデオ会議システムによる弁論・証拠調べの規定が置かれており、これによってウェブ会議審理も可能と解されている。ドイツでは、コロナ・パンデミックによりウェブ会議審理が急速に普及したのに伴い、その規律および運用に関して活発な議論が行われている。ドイツでは、とりわけ、ウェブ会議の審理方式と口頭主義、直接主義、公開主義などの伝統的な手続原則との関係が細かく議論されているほか、同審理方式の実施の判断に際しての裁判官の裁量も議論されている。まず、ウェブ会議審理方式でも、形式的には、所掲の手続原則との抵触はないとする見解が一般的であるものの、実質的に問題があることが広く認識されていることが注目される。とりわけ直接主義は、形式的にはウェブ会議審理においても受訴裁判所自らが証拠方法を取り調べることから遵守されるが、その質が対面審理の場合と同じと考えてよいかについては、議論の余地があることが明らかになり、また、裁判官がウェブ会議審理を実施するか否かの判断に際し、裁判官の「義務に適った裁量」が行われるとするのが多数説であることから、この裁量の規律如何が重要な意味をもつことが認識できた。そこで、ウェブ審理方式の際の弁論や証拠調べ結果の質、とりわけ裁判官の自由心証に及ぼす影響についてドイツの議論状況を研究するとともに、裁判官の「義務に適った裁量」を中心に、裁判官の裁量論一般とウェブ会議審理の実施の際の個別・具体的裁量に関するドイツの議論、とりわけ裁量の限界論を考察した。また、現行のドイツ民事訴訟法 128a 条については、社会での IT 化の進展に一層対応できるよう更なる改正論も登場していることも明らかになった。

こうしたドイツ法に関する研究を前提にすると、わが国で 2022 年に成立した改正民事訴訟法のもとで新たに定められたウェブ会議の審理方式の規律についても、手続原則の形式的遵守で満足するのではなく、実施される審理方法によって担保される訴訟資料（とくに証拠資料）の質を検証する必要があることと、またその質を前提にしたときに、どのような場合にウェブ会議の審理方式を利用するかをめぐる裁判官の裁量的判断に関する規律を検討する必要があることが明らかになった。これらの課題については、引き続き考察を進める予定であるが、ドイツ法との比較法的研究で明らかになった成果の一部については、高田昌宏「ウェブ会議方式の訴訟審理の規律について—ドイツ民事訴訟法 128a 条を中心に—」越山和広ほか編『手続保障論と現代民事手続法—本間靖規先生古稀祝賀』351～378 頁（2022 年・信山社）で公表している。

このほかにも、ウェブ会議審理では、たとえば、審理の公開の方法について、公開を法廷内に限らずに国民一般にオンラインで公開すべきかをめぐって議論がある。この問題は、裁判傍聴を通じた国民の司法への関わり方にも影響を及ぼしうる問題であるとともに、公開主義の内容にも関わる問題として引き続き検討が必要であるとの示唆が得られた（この点については、ドイツ法におけるウェブ会議審理での公開の問題をも扱ったシュタドラー教授の論文を翻訳・公表している。アストリート・シュタドラー〔高田昌宏訳〕「ドイツ民事訴訟における裁判所のパブリック審理」越山ほか編・前掲 433～450 頁）。

(2) IT 化が民事裁判の審判対象および手続主体（当事者、弁護士、裁判官など）に対し及ぼす影響・作用については、とくにインターネットが普及したことにより、それを媒介とする情報収集の可能性とその利用により得られる情報が民事裁判（とくに民事訴訟）に及ぼす影響を、ドイツ法の文献を中心に考察を加えた。インターネットの普及は、当事者や弁護士が訴訟に関する情報を収集するだけでなく、裁判官が自ら（多くは訴訟外で）インターネットを通じて訴訟事件や訴訟の当事者らに関する情報に接する手段・可能性を与える。この点についての実際の利用状況などは明らかでないが、AI の活用も話題となっている現在、これらの情報収集手段が民事裁判に及ぼす影響や問題性を考える必要がある一方、わが国ではこれまでこれに関する考察が不十

分であることから、ドイツ法の判例・学説に考察の目を向けた。

ドイツでは、裁判官によるインターネットでの(担当事件などの)訴訟関連情報の収集については、訴訟経済的理由から裁判官がそれを積極的に活用することが考えられる一方で、それが民事訴訟の基本原則をなす当事者提出主義、当事者の証明権、裁判官の中立性等の要請と抵触する可能性があることが問題視されている。そのため、裁判官主導でのインターネット利用には、規範的な正当化が要求され、ドイツでは、それをめぐる議論が着実に進展している。そうしたなか、ドイツの連邦裁判所が、裁判官によるインターネットでの探知を、ドイツ民事訴訟法 291 条の意味で「顕著な事実(とくにその中の「公知の事実」)」としての利用可能性に基づき肯定する。このほかにも、たとえば、裁判官による外国法・慣習法等の証明に関する規律(ドイツ民訴法 293 条)の類推によってインターネットでの探査を根拠づける可能性や、情報収集のためのオンライン検証(同 144 条)さらには、期日準備のインターネット探査(同 273 条 1 項参照)として裁判官によるインターネット探査を根拠づける可能性なども論じられている。しかし、たとえば、「公知の事実」に基づく利用の正当化については、「公知の事実」概念自体を含めた慎重な考察の必要が指摘されているほか、裁判官の私知の利用禁止原則に見られる裁判官の中立性の要請を損なう危険を理由に、間接的なインターネット証拠の利用などにとどめるべきとの立場も存在する。このようなドイツ法における判例・学説に対する考察から、わが国でも、インターネットの普及がこれまでの中立的な裁判官像を大きく変える可能性があることを踏まえつつ、その扱いをさらに詰めていく必要があるとの認識が得られた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 越山 和広、高田 昌宏、勅使川原 和彦ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1066
3. 書名 手続保障論と現代民事手続法（本間靖規先生古稀祝賀）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------